

厚生労働省「高齢者権利擁護等推進事業」における「看護指導者養成研修」  
2021年度「介護施設等における看護指導者養成研修」開催要項

1. 研修目的

- ① 高齢者が尊厳を保持し、その能力に応じた日常生活を営むことができるよう支援し、権利擁護に必要な援助等を行うための専門的知識・技術を習得する。
- ② 受講者が従事する介護施設等での実践、研修および各都道府県で実施される看護実務者研修の企画・立案への参画、または講師等となるために必要な研修プログラムの作成方法や、教育技術を習得する。
- ③ 地域における権利擁護等に関する情報共有・連携等のネットワークを構築し推進するための人脈づくりの機会になる。

2. 開催方法 講義動画の配信とZoomによるオンライン（リアルタイム配信）

3. 開催日程

- 1) 講義動画の配信 9月下旬～11月末
- 2) Zoomによるオンライン研修 1日目：12月16（木）9時30分～15時30分  
2日目：1月28日（金）14時00分～16時30分

※講義動画の配信期間の詳細は、受講通知で案内

4. 応募期間 7月15日（木）～7月30日（金）

5. 定員 100名

6. 受講料 1人50,000円（税込・参考テキスト代含む）

7. 受講要件 ①～③のいずれかを満たす者

- ① 介護施設等における看護の指導的立場にある者
- ② 研修修了後に、各都道府県で開催される「看護実務者研修」への参画が期待できる者
- ③ 介護施設等に勤務する看護師で、研修修了後に自施設等で「看護実務者研修」の実施が期待できる者
  - \* 過去に都道府県で開催の看護実務者研修を受講していることが望ましい
  - \* 原則として、都道府県の推薦によること
  - \* インターネットを活用したオンライン研修となるため、以下の環境が必要になります。
    - 1) Zoomアプリが使用できるパソコン（マイクとカメラ機能が内蔵または接続可能なもの）を1人1台準備
    - 2) パソコンはWindows8.1以降またはMacOS10.11以降、CPUデュアルコア2GHz以上を推奨
    - 3) インターネットの通信環境の確保（通信容量無制限など）

8. 研修プログラム 別紙参照

9. 受講の進め方

- ① 講義動画を視聴し、学習カードを提出する。
- ② Zoom を用いたオンライン研修（リアルタイム配信）1日目で、ネットワーキングとしての意見交換と個人ワークに向けた演習を実施する。
- ③ 在宅もしくは施設で、研修計画書立案の個人ワークを実施する。
- ④ Zoom を用いたオンライン研修（リアルタイム配信）2日目に個人ワークの成果を発表する。

10. 研修修了証の発行 会長名による研修修了証を発行する

※学習カードの提出かつZoomによるオンライン研修の出席時間 4/5 以上

11. 申込方法および受講決定通知方法

- ① 各都道府県主管部局（高齢者保健福祉担当）において推薦者を決定する。  
本研修参加者の選定については、各都道府県看護協会及び介護保険施設関連団体等の各都道府県支部と十分な連携を図る。
- ② 所定の「申込用紙」に必要事項を記入の上、期限までに申込先へ郵送またはFAXで提出する。推薦者に優先順位がある場合は、当該欄に明記する。

【申込先】〒651-0073兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-1-4F  
日本看護協会神戸研修センター総務管理部  
FAX：078-230-3256

- ③ 都道府県主管部局および被推薦者本人へ受講通知（採否通知）を送付する。受講決定者には併せて受講案内を送付する。

※応募者多数の場合は、同一都道府県から複数（3名以上）応募の場合、2名までとする。

※受講通知（採否通知）は、応募期間終了後、1か月以内に通知予定。

※本年度、研修の委託を予定していない都道府県内において受講希望者があった場合については、受講要件を満たす場合、自費による参加も受付けることとする。その際も公費による推薦と同様の方法に即して推薦手続きを行うものとする。

12. その他

新型コロナウイルス感染症対策は、厚生労働省老健局高齢者支援課 認知症施策・地域介護推進課 老人保健課からの事務連絡「感染対策のための実地での研修に係る令和3年度における第一次募集について（令和3年4月20日付）」をご活用ください。

13. 問合せ先

○研修内容に関すること

日本看護協会神戸研修センター教育研修部 継続教育課 TEL 078 - 230 - 3254

○申込方法に関すること

日本看護協会神戸研修センター総務管理部 TEL 078 - 230 - 3250

厚生労働省「高齢者権利擁護等推進事業」における「看護指導者養成研修」  
2021年度「介護施設等における看護指導者養成研修」プログラム

## 【研修目的】

- ①高齢者が尊厳を保持し、その能力に応じた日常生活を営むことができるよう支援し、権利擁護に必要な援助等を行うための専門的知識・技術を習得する。
- ②受講者が従事する介護施設等での実践、研修および各都道府県で実施される看護実務者研修の企画・立案への参画、または講師等となるために必要な研修プログラムの作成方法や、教育技術を習得する。
- ③地域における権利擁護等に関する情報共有・連携等のネットワークを構築し推進するための人脈づくりの機会になる。

講義動画の視聴（360分）		
配信期間：9月下旬～11月末		
時間	内容	講師
45	講義) ●介護保険制度と看護職の役割① ・高齢者を取り巻く社会環境の理解 ・地域包括ケアシステムにおける介護保険施設の役割 ・介護保険制度の基本 ●介護保険制度と看護職の役割② ・介護保険施設等における看護職員の役割 ・生活の場で提供する看護の特徴 ・尊厳の保持と自立支援 ・組織の理解と多職種による支援	厚生労働省老健局高齢者支援課
45	講義) ●養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための取組み ・虐待発生時の要因分析・再発防止 ・疾病理解のための研修 ・虐待防止検討委員会の体制整備 ●身体的拘束等の廃止に向けた取組	調整中
45	講義) ●地域における権利擁護等の情報共有・連携とネットワーク構築の推進 ・地域包括ケアにおける他施設・多職種との連携	田口 将人 (社会福祉法人和光会経営戦略室)
45	講義) ●高齢者の心身の理解 ・高齢者の心身の特徴とフィジカルアセスメント ・高齢者によくみられる疾患 ●認知症高齢者の理解と看護 ・認知症の医学的理解 ・認知症の人の生活のアセスメントと支援 ・認知症の人の家族の理解と支援	調整中
45	講義) ●利用者の尊厳ある生活を支える看護①：権利擁護と意思決定支援 ・尊厳の保持と権利擁護の考え方 ・意思決定支援 ・自己決定と尊厳を守るケア	長谷川 美智子 (公益社団法人京都保健会京都民医連中央病院)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者の尊厳ある生活を支える看護②：看取りケアの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の看取り期の特徴</li> <li>・多職種連携による看取りケア</li> <li>・看取り期における家族支援</li> </ul> </li> <li>●所属施設や地域における相談・教育のポイント</li> </ul>	
45	講義) <ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者の安全な生活を支える看護①：事故防止対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護事故防止のためのケア</li> <li>・介護事故防止のための体制整備と事故発生時の対応</li> </ul> </li> <li>●所属施設や地域における相談・教育のポイント</li> </ul>	調整中
45	講義) <ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者の安全な生活を支える看護②：急変時対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の急変時の特徴と観察の視点</li> <li>・急変時の対応と医療機関との連携</li> </ul> </li> <li>●所属施設や地域における相談・教育のポイント</li> </ul>	調整中
45	講義) <ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者の安全な生活を支える看護③：感染管理対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内における感染管理体制整備と教育</li> <li>・高齢者の特性に沿った観察と対応</li> </ul> </li> <li>●所属施設や地域における相談・教育のポイント</li> </ul>	三浦 利恵子 (社会医療法人 美杉会佐藤病 院)

Zoomによるオンライン [リアルタイム] (285分)		
1日目：12月16日(木曜日) 9時30分～15時30分(昼休憩60分含む)		
時間	内容	講師
15	<ul style="list-style-type: none"> <li>●オリエンテーション</li> <li>●オンライン研修のガイダンス</li> </ul>	研修担当者
30	講義) <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護施設等の看護職に期待されること <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護施設等における看護職の現状と課題</li> <li>・受講者への期待</li> <li>・所属する都道府県・地域・施設の現状に応じた研修企画のために</li> </ul> </li> </ul>	公益社団法人 日本看護協会 常任理事
45	演習) <ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者虐待防止や権利擁護に関する意見交換</li> <li>●地域の連携状況についての共有</li> </ul>	研修担当者 演習支援者 ※受講者5名に つき1名
45	講義) <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護施設等における看護の人材育成① <ul style="list-style-type: none"> <li>・目指す看護職員像と求める能力</li> <li>・介護施設等における継続教育の体制</li> <li>・実践事例</li> </ul> </li> </ul>	西池 靖子 (社会医療法人 美杉会介護老人 保健施設美杉)
45	講義) <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護施設等における看護の人材育成② <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修企画・運営・評価の基本的な考え方</li> </ul> </li> </ul>	長谷川 美智子 (公益社団法人 京都保健会京都 民医連中央病 院)
30	実践報告) <ul style="list-style-type: none"> <li>●自治体が開催の「看護実務者研修」 「看護実務者研修」の企画から実施までのプロセス</li> </ul>	倉前 正信 (医療法人整 友会介護老人

		保健施設光苑)
75	演習) ●演習オリエンテーション ●「看護実務者研修」の企画・プログラム立案	演習支援者 ※受講者5名に つき1名

個人ワーク

Zoomによるオンライン [リアルタイム] (155分)		
2日目：1月28日(金曜日) 14時00分～16時30分		
時間	内容	講師
5	●オリエンテーション	研修担当者
150	●全体共有 ●まとめ	演習支援者 ※受講者5名に つき1名

《演習支援者》			
田口 将人 (前掲)	長谷川 美智子 (前掲)	三浦 利恵子 (前掲)	
三浦 利恵子 (前掲)	西池 靖子 (前掲)	倉前 正信 (前掲)	他



(改正後全文)

## 高齢者権利擁護等推進事業実施要綱

### 1 目的

介護保険法の改正や「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年11月9日法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）の施行に伴い、「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図り、高齢者の権利擁護を推進することが重要である。

本事業は、各都道府県が行う介護施設・サービス事業所及び市町村への支援、並びに地域住民への普及啓発等的高齢者虐待防止等に関する取組を国が支援することにより、市町村等的高齢者虐待防止等の体制整備を進め、高齢者の権利擁護を推進することを目的とする。

### 2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるように指導監督するものとする。

また、3(1)イ(イ)aの看護指導者養成研修については、都道府県は、看護職の教育及び研修について十分な知見及び実績を有すると認めた組織に委託することができるものとする。

### 3 事業内容

#### (1) 介護施設・サービス事業所への支援

##### ア 身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催

身体拘束廃止に関する相談を行うに当たり、関係機関との連絡調整及び相談機能の強化を図ること、市町村が実施する身体拘束の相談窓口の設置に対する支援を行うこと等のため、介護保険施設関係者、居宅サービス事業者、関係団体、行政関係者、利用者代表等で構成される身体拘束ゼロ作戦推進会議を開催する。

##### イ 介護施設・サービス事業従事者の権利擁護推進事業

###### (ア) 権利擁護推進員養成研修

介護施設等（介護保険法第8条各項に規定される事業、老人福祉法第5条の3に規定される「老人福祉施設」及び同法第29条に規定される「有料老人ホーム」をいう。以下同じ。）の施設長、介護主任等、施設等内において指導的立場にある者を対象とし、講義・演習・自施設等実習を通じて、高齢者虐待防止法の趣旨の理解、虐待の未然防止や早期発見に向けた取組（怒りの感情のコントロール等を含むストレスマネジメントに関する研修の実施等の従事者のストレス対策、介

護相談員等の外部の目の積極的な活用等) 及び利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法を修得させることにより、介護現場での権利擁護のための取組を指導する人材を養成する。

なお、本事業については、別紙1を参考に実施するものとする。

#### (イ) 看護職員研修

介護施設等の看護職員を対象として、講義・演習を通じて、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するための実践的、専門的手法を修得し、地域における高齢者の権利擁護のために必要な援助等を地域において実践できる人材を養成することを目的とし、下記の二つの事業を実施する。

なお、本事業については、別紙2を参考に実施するものとする。

##### a 看護指導者養成研修

各都道府県において、介護施設等における看護の指導的立場にある者を対象に、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、権利擁護に必要な援助等を行うための専門的知識・技術を修得させる研修を実施することにより、受講者が従事する介護施設等での実践、研修及び各都道府県で実施される看護実務者研修の企画・立案への参画、又は講師等となり、さらに地域における権利擁護等に関する情報共有・連携等のネットワークを構築し推進できる人材を養成する。

##### b 看護実務者研修

介護施設等の現場において、実際に保健医療サービス及び福祉サービスを提供している看護職員を対象に、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、権利擁護に必要な援助等を行うために必要な実践的な知識・技術を修得させる。

#### (2) 市町村への支援

各都道府県において、高齢者虐待を中心とした権利擁護に関する専門的相談体制を構築し、管内の権利擁護の取組を推進することを目的とし、下記の事業を実施する。

##### (ア) 権利擁護相談窓口の設置

各都道府県は、管内の権利擁護に係る関係団体等との密接な連携の下、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による専門相談員を配置した権利擁護相談窓口を設置する。なお、事業の実施にあたっては、メールやSNSを活用したり、常設型に限らず随時派遣するなど、相談件数に応じた効率的、効果的な運用に努めるよう留意するものとする。

権利擁護相談窓口及び専門相談員は、次のような業務を行うものとする。

- ・ 虐待対応等困難事例への対応における支援、虐待防止ネットワークの構築など、高齢者虐待防止・権利擁護対応に関わる市町村及び地域包括支援センターへの助言及び支援



- ・ 成年後見制度の手続、養護者からの相談を受け適切な関係機関へつなぐ支援など、高齢者の権利擁護に関する高齢者本人やその家族に対する専門的な相談
- ・ その他、高齢者の権利擁護に関する必要な業務など。

#### (イ) 市町村職員等の対応力強化研修

都道府県内で虐待対応業務に従事する市町村、地域包括支援センターの職員等を対象とした研修を実施し、高齢者虐待防止法の理解や成年後見制度の活用を促進するとともに、困難事例への対応策や管内市町村等の効果的な取組事例の紹介、規模等に応じた市町村担当者間の意見交換（実施している工夫、課題等）の場の設置等により、横展開を促すことで、対応力の強化を図る。

なお、従前より実施されている「身体拘束廃止事例等報告検討会」は、引き続き、本研修において実施するものとする。

#### (ウ) 虐待対応実務者会議等の設置

##### a 虐待対応実務者会議

円滑かつ効果的な事務遂行の観点から都道府県と市町村の連携強化を図るため、都道府県の指導監督部局や市町村の虐待対応部局の実務者等で構成される会議を設置し、以下のような事業を実施する。

- ・ 養介護施設従事者等による虐待における連絡・対応体制の構築（特に死亡事案等重篤事案の初動期段階）
- ・ 個別の虐待事案に関する定期的な情報共有
- ・ 権利擁護相談窓口の設置や養護者による虐待につながる可能性のある困難事例等での専門職の派遣等による市町村のバックアップ体制の構築
- ・ 虐待の発生・増減要因の精査・分析
- ・ 養介護施設等の改善取組に対するモニタリング体制の構築

##### b 虐待の再発防止・未然防止策等検証会議

死亡等重篤事案の虐待が発生した事案の要因分析及び相談・通報から終結までの虐待対応を評価・検証を行い、都道府県又は市町村が再発・未然防止策等の検討を行うための会議等を設置し、以下のような事業を実施する。

- ・ 虐待の事案及び虐待対応を評価・検証し、再発・未然防止策の策定や体制を構築
- ・ 再発・未然防止策の検討のための会議等を設置する市町村に都道府県が専門職等をアドバイザー等として派遣

#### (エ) ネットワーク構築等支援

広域調整、専門的支援の観点から、市町村の高齢者虐待防止に関する体制整備を進めるため、以下のような事業を実施する。

- ・ 高齢者虐待防止に関するネットワーク等が未整備の市町村に対し、アドバイ

- ・ ザー等を派遣し、ネットワーク構築に向けた助言、支援等
- ・ 措置に伴う居室確保等にかかる広域調整
- ・ その他高齢者虐待の防止等に関する市町村への広域的な支援に資する取組として実施主体が必要と認める事業

### (3) 地域住民への普及啓発・養護者への支援

#### (ア) シンポジウム等の開催

高齢者虐待防止法や成年後見制度等の普及促進、家族等の養護者支援のための介護保険の適切な利用によるレスパイトケアや怒りの感情のコントロール等を含むストレスマネジメントの推進などを目的としたシンポジウム等を開催する。

#### (イ) 制度等に関するリーフレット・マニュアル等の作成

高齢者虐待防止法の理解、通報・窓口の周知徹底、家族等の養護者支援のための介護保険の適切な利用によるレスパイトケアや怒りの感情のコントロール等を含むストレスマネジメントなどを推進するため、リーフレット等を作成し、高齢者や家族に配布する又は民生委員、自治会・町内会等の地域組織や保健医療福祉関係機関等との協力連携を図るため、高齢者虐待が発生した場合の地域連携体制の構築のためのマニュアルを作成し、これらの関係機関に配布する。

#### (ウ) 養護者による虐待等につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣（アウトリーチ）

虐待の未然防止の観点から、養護者による虐待等（セルフ・ネグレクトを含む。）につながる可能性があるものの、市町村での対応が難しい事例について、市町村・介護支援専門員等と連携の下、弁護士・社会福祉士・医師等の専門職を派遣し、以下のような業務を実施する。

- ・ 介護負担・ストレスの軽減等に向けた精神的・医療的な支援
- ・ 介護保険の適切な利用促進や成年後見制度の活用促進や養護者支援のための地域の受け皿づくり
- ・ 関係機関・団体へのつなぎや介護関連シンポジウム等への参加促進